

# 国民健康保険高齢受給者証の送付について

現在、70歳～74歳の国民健康保険被保険者に交付している高齢受給者証の有効期限は、7月末です。3年度の高齢受給者証は、被保険者番号（同世帯は、同番号）の後ろに、世帯員（個人）ごとの枝番号がつけます。

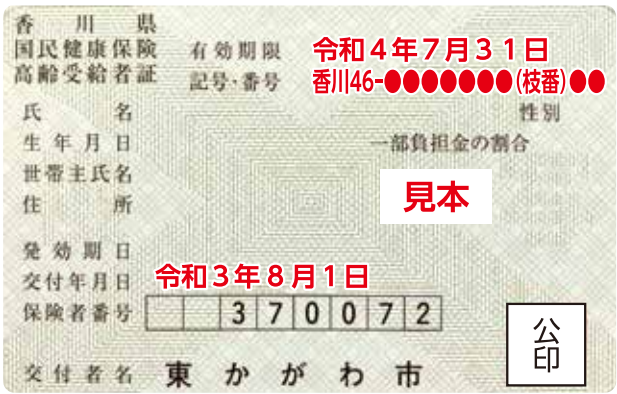
7月下旬には、8月から使用する高齢受給者証（緑色）が、茶色の封筒（世帯ごと封入）で届きます。宛名などを記載している台紙から、高齢受給者証をはがし取って、ご使用ください。

## 有効期限の切れた高齢受給者証の返還

現在、お持ちの高齢受給者証は、8月以降は使用できませんので、保健課、市民課各窓口や各出張所までお返しいただくか、破棄してください。

被保険者証の有効期限は、3月末です。被保険者証は、8月以降も大切にそのままお使いください。

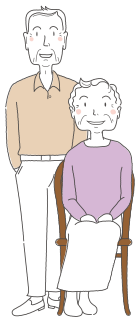
◎8月以降は、新しく送付された高齢受給者証（緑色）と、今お持ちの被保険者証（緑色）をご使用ください。



高齢受給者証見本

### 問合せ先

保健課 国保医療グループ  
Tel 26・11229



## 無理のない範囲で省エネに取り組みましょう

（エアコン） 冷房時には室温28℃を目安に、昼間の日差しをブラインドやカーテンなどでカットしたり、エアコンのフィルターをこまめに清掃するなど、工夫してみましょう。  
◎軽装で過ごすなどのクールビズを実践しましょう。  
（照明） 不要な照明はこまめに消灯しましょう。

## 3年度介護保険料が決定 7月中旬に郵送で個別に通知

### 3年度の介護保険料

介護保険料基準額は月額7,050円です（年額84,600円 第5段階）。

本人の前年の年金収入や所得、また、世帯員の市民税課税有無により、9段階の保険料に分かれています。詳しくは、7月中旬に個別に送付する納入通知書などを確認してください。

### 普通徴収の納期限

第1期	8月2日(月)
第2期	9月30日(木)
第3期	11月30日(火)
第4期	1月31日(月)

### 保険料の納め方

#### 特別徴収

年金支給月に年金から自動的に天引きされます（天引きの中止はできません）。

また、各月の保険料額に一定以上の差がある場合、8月以降の保険料で調整します。

#### 普通徴収

納入通知書と一緒に送付されている納付書で納めます。金融機関、コンビニなどで利用できます。また、

口座振替依頼により、自動振替も利用できます。

どちらの方法でどれだけ納めるかについては、納入通知書を確認してください（両方の場合もあります。また、65歳になった年は普通徴収です）。

### 口座振替が便利で安心

納め忘れがあると、介護が必要になったとき、自己負担割合の引き上げなどの給付制限がかかります。

また、納め忘れの期間によっては、督促料や延滞金が別途発生する場合があります。

納期限から2年以上経つと、時効になり納められませんので、口座振替での支払いをおすすめします。

納付困難な場合は、相談してください。

※口座振替済み通知は発行していません。通帳への記載で確認してください。

### 問合せ先

長寿介護課 介護保険グループ  
Tel 26・11360